

## 議案第 32 号

### 栗山町高齢者介護福祉金支給条例の一部を改正する条例

栗山町高齢者介護福祉金支給条例（平成 13 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム」を「、特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設」に改め、「入所していない者」の次に「又は認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を受けていない者」を加え、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「扶養親族（控除対象配偶者を除く。）」を「他の者の扶養親族」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「65 万円」を「80 万円」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホームに入所していない者

第 4 条中「3,000 円」を「2,500 円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。